

「松阪市避難所運営マニュアル（基本モデル）（素案）」に対する意見及び回答

【分野】 避難所運営委員会

No.	箇所	意見	回答
1	P.13	(下線部が変更案) 委員長1名と副委員長2名を配置し、 <u>その3名のうち1名以上は女性から選出するようにします。</u>	ご意見のとおり修正します。
2	P.13	「例：女性代表、外国人代表、アレルギー疾患代表、飼い主会代表など」に子ども代表を追加。	ご意見のとおり修正します。

【分野】 要配慮者への支援

No.	箇所	意見	回答
3	P.9	(下線部が変更案) 「高齢者、障がい者、・・・支援が必要な場合には、避難者名簿（様式4-2）の要配慮者欄に区分を記載し、配慮が必要な事項を下記に記載するように伝えます」（おたすけブック、松阪版サポートブック、パーソナルファイル（パーソナルカルテ）、ヘルプマーク、ヘルプカード等の支援が把握するものを持っているか確認する） 【理由】 様式4-2 避難者名簿（個票）と様式4-3 要配慮者カルテは、記載内容が同じであり、内容が少なくなっている。支援は、平時から使用しているサポートブック等の方が支援内容を確認しやすい。	ご意見を踏まえ、様式4-2を修正し、要配慮者区分の追加、サポートブック等の支援内容が確認できるものの有無等の記入欄を追加します。また、要配慮者への記入負担を減らすため、様式4-3については削除します。
4	P.18	(下線部が変更案) 「要配慮者支援班と連携し、・・・な方（特に外国人や高齢者、聴覚障がい者、視覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者など）を把握します。」 【理由】 情報伝達に配慮が必要な障がい者は、聴覚障がい者のみではないものと思われま	ご意見のとおり修正します。
5	P.33	「被災者管理班と連携し、受付で要配慮者カルテ・・・把握します」を削除し、「おたすけブック、松阪版サポートブック、パーソナルファイル（パーソナルカルテ）、ヘルプマーク、ヘルプカード等の持参している場合、内容を確認し配慮が必要な点を把握します。」を追加する。 【理由】 上記（No.1）と同様	ご意見を踏まえ、No.3回答同様、要配慮者カルテの記入ではなく、配慮が必要な点について把握するような記述に修正します。 （修正） 「被災者管理班と連携し、避難者名簿（様式4-2）を確認し、松阪版サポートブックやパーソナルカルテ、ヘルプマーク、ヘルプカード等を持参している場合、内容を確認し配慮が必要な点を把握します。」
6	P.34	「女性や子どもへの支援」 避難所で実際にあった出来事として、女性	ご意見を踏まえ、「避難所で実際にあった出来事」として、女性や子どもを狙った避

		への性被害や性暴力の実態をあげること。	難所での性被害、性犯罪、DVなどの事例について追加します。
7	P.40	表3 資機材・備蓄品 生活の質を高めるために段ボールベッドの設置は必要です。地域ごとでもいいので、段ボール製造会社と提携を結び、万一の場合調達できるようにしておくことが望ましい。	本市においては、令和元年6月に「災害時における段ボール製簡易ベッド等の調達に関する協定書」を締結しています。今後は、協定に基づく要請、配送、受入等の具体的な手順等について具体的に検討を進めていきたいと考えています。
8	P.58	様式4-3 要配慮者カルテ(個票)の削除 【理由】 上記(No.1)と同様	No.3,5を踏まえ、様式4-2を修正し、様式4-3については削除します。
9	P.83	視覚障がい <必要な物資・支援等> 【原文】《物資等》白杖、点字器・・・ 【変更案】《物資等》ヘルプカード等、白杖、点字器・・・	ご意見のとおり修正します。
10	P.83	聴覚障がい <必要な物資・支援等> 【原文】《物資等》補聴器(電池含む)・・・ 【変更案】《物資等》ヘルプカード等、補聴器(電池含む)・・・	ご意見のとおり修正します。
11	P.84	言語障がい <必要な物資・支援等> 【原文】《物資等》筆記用具・・・ 【変更案】《物資等》ヘルプカード等、筆記用具・・・	ご意見のとおり修正します。
12	P.84	肢体不自由 <必要な物資・支援等> 【原文】《物資等》杖、歩行器・・・ 【変更案】《物資等》ヘルプカード等、杖、歩行器・・・	ご意見のとおり修正します。
13	P.84	内部障がい <必要な物資・支援等> 【原文】《物資等》日常服用している薬・・・ 【変更案】《物資等》ヘルプカード等、日常服用している薬・・・	ご意見のとおり修正します。
14	P.85	知的障がい <必要な物資・支援等> 【原文】《物資等》携帯電話、筆記用具・・・ 【変更案】《物資等》ヘルプカード等、筆記用具・・・	ご意見のとおり修正します。
15	P.85	精神障がい <必要な物資・支援等> 【原文】《物資等》日常服用している薬・・・ 【変更案】《物資等》ヘルプカード等、日常服用している薬・・・	ご意見のとおり修正します。
16	P.85	発達障がい(自閉症など) <必要な物資・支援等> 【原文】《物資等》日常服用している薬・・・	ご意見のとおり修正します。

		<p>【変更案】《物資等》ヘルプカード等、日常服用している薬・・・</p> <p><No.5~12 の理由>自助として要配慮者であることの意味表示。共助として、支援方法、特別な配慮、連絡先などの情報が記載されており、支援者が支援しやすい状況を作ることが出来る。</p>	
17	P.85 P.86	<p>《支援等》にコミュニケーションの支援を追加。</p> <p><理由></p> <p>これらの障害のある人にとって、コミュニケーションの支援は最も必要とするものであり、これがないために様々な支援全体に支障をきたすことが多い。コミュニケーションのあり方は個々によって異なる。普段のコミュニケーションの方法を、把握しておく必要がある。</p>	ご意見のとおり修正します。
18	その他	<p>各避難所、設置しておいてほしいものとして、日本語が未熟、あるいはわからない人への配慮は必須です。松阪のようにインバウンドを重要と考えているところは常に外国人観光客が遭遇することを考えておかなければならないと考える。また在住外国人も多く説明は多言語も交え誰にもわかる表記にする必要がある。</p> <p>そこですべての避難所に次の「つ・た・わ・るキット」設置を義務付けてほしいと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、外国人向けに多言語対策は必要であると認識しております。</p> <p>今後、避難者名簿や避難所におけるルールといった、外国人にも関係する事項については関係者の意見もいただきつつ、多言語化を進めていきたいと考えております。</p>

【分野】 ペット同行避難

No.	箇所	意見	回答
19	P.10	<p>飼い主の会とはどのような会でしょうか。ペットはどこでも避難できるのでしょうか。室外では困ります。室内で避難同伴するための会場を用意してほしいと思います。(すごく大切な事です。)</p> <p>そして広報等に同伴避難できる場所を掲載していただきたいです。</p>	<p>本市としましても、ペット同行避難は飼い主である被災者の心のケアや安全確保の観点からも必要であると認識しております。</p> <p>環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」において、避難所で人とペットが秩序ある共同生活を営むために飼い主が相互に協力しあい、衛生管理や適正飼育をするために「飼い主の会」を立ち上げることを推奨しています。</p> <p>本市においても、ガイドラインに基づき、飼い主の会の記述は10ページに「受入が可能なペットの場合は、ペットの飼育について、飼い主の「共助」で運営する」としているものです。</p> <p>一方で、アレルギーを持つ方への配慮も必要であることから、基本的な考え方としては本マニュアル(基本モデル)においてルールを設けた上でペット受入を前提としつつ、室内での受入については運営主体と</p>

			なる地域代表や施設管理者も含め、避難所ごとに検討していく必要があると考えております。(P.44にて屋内でのペットスペースについて事前検討すべき項目として整理しています。)
20	P.10	<p>飼い主の会は各避難所で飼い主が相談して決めるのですか。市の方から指示されるのですか。今回決定された事は広報等で知らせてもらえるのですか。</p> <p>動物は後回しになりがちですが、飼い主にとっては家族です。せめて屋根のある、雨風凌げる場所を確保していただき、命を守るシステムとして機能できるよう、具体的な説明が必要と思います。</p>	<p>飼い主の会は、避難所でのペットの適正飼育を目的に飼い主同士の共助により設置するものです。</p> <p>飼い主として、避難所において鳴き声や清掃等の衛生管理面での責任と役割を担っていただく必要があるため、そういった会があるほうが望ましいとしているものであり、市が指示して設置するものではありません。</p> <p>飼い主のみならず、避難所を利用する方全員が、ペット同行避難が前提であり、避難所ではペットの適正飼育、衛生管理が必要になるといったことを知っていただく必要があると考えておりますので、今後、避難所運営訓練や出前講座等、リーフレットの作成を行うなど、関係機関と連携し、啓発をしていきたいと考えております。</p>
21	P.10	<p>まず、同伴避難所の確保をお願いしたいと思います。飼い主に対しては危機感をもって準備するよう行政からの指導、情報発信をお願いします。飼い主の会は行政、一部の方たちで決めた事と思いますが、飼い主全ての人たちにも周知すべきと思います。(広報等)</p> <p>災害時にパニック状態にならないために、どのような運営をされるのか、知らせることも大切ではないでしょうか。</p>	<p>室内での受入については運営主体となる地域代表や施設管理者も含め、避難所ごとに検討していく必要があると考えております。(P.44にて屋内でのペットスペースについて事前検討すべき項目として整理しています。)</p>
22	P.10	<p>ペットの健康上、病状が重く、飼い主の付き添いが必要な場合はケージ等に入れ、周囲に迷惑をかけないように避難所に同伴できることをお願いしたいです。</p>	<p>室内での受入については運営主体となる地域代表や施設管理者も含め、避難所ごとに検討していく必要があると考えております。(P.44にて屋内でのペットスペースについて事前検討すべき項目として整理しています。)</p>
23	P.10	<p>避難所内でのペットの同伴は難しいとのことから、ペットを車内で飼育できるよう、避難所での駐車場の確保を希望します。</p>	<p>ペットの受入については運営主体となる地域代表や施設管理者も含め、避難所ごとに検討していく必要があると考えております。(P.44～45にて屋内・屋外でのペットスペースについて事前検討すべき項目として整理しています。)</p>
24	P.10	<p>動物の苦手な方もみえると思いますが、わたしたちにとっては子どもと同じ存在なので、他の方に迷惑を少しでもかけないためにも、ペット同伴者専用の駐車スペースを作っていただけたらと思います。ケージに入れると体調を悪くするペットも多い</p>	<p>ペットの受入については運営主体となる地域代表や施設管理者も含め、避難所ごとに検討していく必要があると考えております。(P.44～45にて屋内・屋外でのペットスペースについて事前検討すべき項目として整理しています。)</p>

		ので、車内で過ごせることが出来るよう、お願いします。	
25	P.27	ペットの排泄物も捨てられるように、ペット専用のダストボックスの設置もお願いします。	避難所においては、長期にわたる断水が想定され、ペットのみならず、避難者の排泄物も発生することから、本マニュアル（基本モデル）ではし尿等排泄物の仮置について P.8 の配置計画例にて記載しています。
26	P.79	人間と同様、ペットは家族の一員のため、水の供給とドッグ・キャットフードの食事の備蓄を希望します。	本市では、非常食等の災害用備蓄については、南海トラフ地震に備え、避難者の1日分を現物備蓄している状況であり、市としてペットのための備蓄はしておりません。ペットを含め、災害時に不足する物資等については災害協定等に基づく調達を行うこととなりますが、市としては飼い主の責任として、ご家庭においても備蓄していただくようお願いしているところです。
27	その他	松阪市避難所運営マニュアルを読ませていただきましたが、具体的な案がなく残念です。災害が起きてからでは遅いです。まずは動物たちを受け入れる施設が必要です。広い駐車場があり、トイレも多くある道の駅などに保護施設を造っていただきたいです。 また、飼い主の会があることも知りませんでした。情報は公平に伝えていただきたいと思います。	飼い主の会は、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」において、避難所で人とペットが秩序ある共同生活を営むために飼い主が相互に協力しあい、衛生管理や適正飼育をするために立ち上げることが推奨されており、本市においても、ガイドラインに基づき、飼い主の会の記述は10ページに「受入が可能なペットの場合は、ペットの飼育について、飼い主の「共助」で運営する」としてあるものです。したがって、平時から飼い主の会があるわけではありません。 なお、本マニュアル（基本モデル）では具体的なところまで記載できておりませんので、今後、実際に運営主体となる地域代表や施設管理者も含め、避難所ごとに個別に検討していく必要があると考えております。

【分野】 事前準備

No.	箇所	意見	回答
28	P.36	(下線部が変更案) 女性や障がい者～など多様な…など多様な方に委員に加わってもらうことが有効です。	ご意見のとおり修正します。